

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

徳島国民年金 事案691

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年11月まで

申立期間のうち、結婚するまでの期間（昭和36年4月から37年10月までの期間）については、母が納付してくれたのではないかと思う。

また、結婚した後の期間については、妻が夫婦の国民年金保険料をA市区町村の集金人に定期的に納付していたはずである。

さらに、申立期間当時、納付しなかった期間があったとしても、妻が遡って夫婦共に納付しているはずである。

申立期間の私の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和36年4月から37年10月までの期間については、申立人の母親は既に亡くなっており供述を得ることができない上、申立人が、申立期間当時、同居していた期間があったとする弟及び妹に、申立期間に係る国民年金加入記録は無い。

2 申立期間のうち、申立人の妻が義母から申立人の国民年金保険料の納付を引き継いだとする昭和38年8月から42年11月までの期間について、申立人の妻は、「私が定期的にA市区町村の集金人に夫婦の保険料と一緒に納付していたはずである。」と供述しているところ、国民年金被保険者台帳等によれば、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は夫婦連番で41年11月30日に払い出されたと推認される上、申立期間を含む36年4月から43年3月までの期間における申立人の妻の国民年金保険料は、47年4月28日に全て特例納付されており、申立期間において、申立人の国民年金保険料が定期的に納付された形跡は認められない。

- 3 一方、申立人の妻は、「納付期間や納付方法は覚えていないが、夫婦の未納保険料を、遡って数十万円納付した記憶がある。」とも供述しているところ、昭和47年4月28日に申立人の妻が特例納付している保険料額(3万7,800円)と申立人の申立期間に係る保険料を特例納付する場合に必要な金額(3万6,000円)の合計は7万3,800円であり、当該金額は、申立人の妻が遡って納付したと主張する金額と大きくかい離している。
また、特例納付している場合、本来特殊台帳が保存される必要があるところ、申立人の妻の特殊台帳は保存されているものの、申立人の特殊台帳は存在しない。
- 4 このほか、申立人が申立期間における国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から7年9月1日まで
② 平成18年7月26日から同年8月1日まで

申立期間①については、A事業所に勤務していた。給料は月給制であった。厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②については、平成18年7月26日からB事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年8月1日になっている。

両申立期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所は、「申立人は一度退職し、2年くらい後に再度入社したと聞いている。また、提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書のほかに当時の資料は見当たらない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、申立期間①当時、A事業所に勤務していたことが確認できる者に文書照会を行った結果、複数の者から回答が得られたが、A事業所の申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて供述は得られない。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人のA事業所における最初の離職日は平成5年9月30日、二度目の資格取得日が7年9月1日とされており、当該離職日及び資格取得日は、オンライン記録における申立人の資格喪失日及び資格取得日と符合している。

加えて、オンライン記録によれば、A事業所において申立人に交付されていた健康保険被保険者証が、平成5年10月22日付けで回収されていることが確認できる上、A事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人が7年9月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

- 2 申立期間②については、C事業所(B事業所の親会社)から提出された申立人に係る「雇用契約書」の写し及び雇用保険の記録によれば、申立人が平成18年7月26日からB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C事業所は、「申立期間の保険料は控除していない。また、理由は不明であるが平成18年7月26日付けで資格取得した旨の届出は行っていない。」と回答している上、C事業所から提出された賃金台帳によれば、申立人は、同年7月の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。